

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型）

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2026年9月1日～2031年8月31日までの5年間

2. 内容

<目標1>

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に男性の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

令和8年9月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく” 応援企業の登録を受ける。

令和8年9月～ 引き続き、本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た従業員に対して、面談等により制度周知と取得実績及び取得意向確認を実施する。

<目標2>

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

令和8年9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和9年4月～ 1時間単位の有給休暇制度を導入する。

<目標3>

全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を毎月5時間未満とする。

<対策>

令和8年9月～ 各部署における時間外・休日労働時間の状況を把握する。

令和8年9月～ 引き続き、1ヶ月の所定外労働時間が20時間を超えた社員に、勤怠システムにてアラートを表示、30時間を超えた社員及び上長に、メールにて連絡する。